

# 生徒心得

## 学校生活

1. 始業時刻は8時30分であるが、8時20分から朝学習が始められるよう、その5分前までに登校すること。
2. 欠席・遅刻・早退などの場合は、所定の手続きをとること。
3. 遅刻をしたときは、生徒課及び、ホーム担任（学年の先生）に所定の届けをした後、授業担当者の許可を得て入室すること。
4. 始業時から終業時の間の途中外出は認めない。やむを得ない事情で外出する場合は所定の手続きをとること。
5. 昼食は、定められた時間に、原則としてホームルームにおいてとるものとする。
6. 生徒の完全下校時刻は原則として、平日19時、休日17時とする。長期休業中の下校時刻は別に定める。
7. バイクや自家用車、電動キックボード等による通学は禁止する。
8. 自転車通学する者は指定のステッカーを貼布し、必ず鍵をかけること。
9. 送迎が必要な場合は指定区域で行うこと。家族以外の送迎は禁止する。
10. 他人を不快にさせたり迷惑をかけたりするような言動は慎むこと。
11. 校舎・校具、その他備えつけの物品・用具などは、大切に使用すること。万一破損した場合は、すみやかにホーム担任を通じて、関係の先生に届け出ること。
12. ナイフ等の危険物を学校に持ち込むことを禁止する。
13. 学校生活に不要な物は持参してはならない。
14. 授業には、予習、復習を励行し、積極的な態度で臨むこと。
15. 考査中は不正行為をしないこと。
16. やむを得ず考査を欠席する場合には、事前に連絡の上、考査後、考査欠席届、疾病の場合は医師の診断を証明するものを提出すること。
17. 常に校舎内外、教室内の整頓及び美化に努めること。
18. 生徒証は常に携帯すること。
19. 校内における政治的活動は禁止する。
20. スマートフォン、携帯電話等は校内での使用を禁止する。

## 対外活動

本校を代表して対外活動に参加する場合は、その責任を自覚し、本校の品位を保持するように心掛けること。

## 校外生活と交友

1. 外出の場合は、行先・帰宅時間等を家人に告げ、承諾を受けること。
2. 午後 10 時以降の外出は慎むこと。また、無断外泊は禁止する。
3. 友人間の金銭等の貸借はしてはならない。
4. 法令違反行為や迷惑行為はしてはならない。
5. 高校生の出入りがふさわしくない場所への立ち入りは禁止する。
6. 交通道德をよくわきまえ、他に迷惑をかけないように心がけること。特に、自転車通学者は交通法規を厳守すること。
7. 自動車・バイクの免許を取得しようとする場合は、事前に願い出て許可を受けること。なお、許可基準については別に定める。
8. アルバイトは、原則として禁止する。ただし、特別の事情のある生徒は、事前に願い出て許可を受けること。なお、許可基準については別に定める。
9. 校内・校外を問わず、集会や行事を催そうとする時、または、それに参加しようとする時、事前に願い出て許可を受けること。

## 服装・容儀

1. 制服  
通学時、及び学校を代表して行動する時は、本校の定める制服を着用すること。休日や休業中であっても、登下校には制服を着用すること。ただし、部活動で登校する際は、部で指定された服装を着用してもよい。
2. 服装・頭髪等
  - (1) 清潔感のある身なりを心がける。
  - (2) 保健・衛生上の観点から前髪が目にかからないように留意する。また、髪の毛の染色・脱色、つけ毛、パーマ等は禁止する。
  - (3) 化粧や装飾品（ピアス・ブレスレット等）は禁止する。

## 願出・届出等

1. 下記の願出、届出は所定の用紙に理由を添えてホーム担任を通じて学校長に提出するものとする。
  - (イ) 転学願、留学願、退学願、休学願、休学取消願 復学願
  - (ロ) 住所変更届、改姓名届、保証人変更届
  - (ハ) 各種証明書発行願
  - (ニ) 異装届
  - (ホ) 合宿、集会参加願
  - (ヘ) アルバイト願
  - (ト) 運転免許取得許可願

2. 下記事項は原則として事前にホーム担任または関係教諭に届け出るものとする。
  - (イ) 欠席、欠課、早退、遅刻、見学、外出、忌引、公認欠席
  - (ロ) 忌引の期間は下記の日数とする。
    - 父母 7 日以内
    - 祖父母兄弟姉妹 3 日以内
    - その他の血族、姻族又はこれに準ずる家族 1 日以内（ただし遠方の場合は上記日数に移動日を加算する）
  - (ハ) 長期にわたって病欠したり、定期考査で病欠したりする場合は医師の診断書等を添えて届け出ること。
3. 次の場合、事前に関係教諭を通じて学校長に願い出て許可を得ること。
  - (イ) 刊行物の発行、配布をしようとするとき
  - (ロ) 放送、掲示をしようとするとき
  - (ハ) 集会を催そうとするとき
4. 所持品を紛失した場合や拾得した場合はホーム担任または、生徒指導室に届け出ること。